



国民健康保険

国民健康保険

国保年金課 ☎39-2220(保険料)・39-2006(給付) FAX39-2311 アオーレ長岡総合窓口
各支所市民生活課(山古志支所、和島支所は、地域振興・市民生活課) ☎・FAXは37～38ページ

国民健康保険(以下、国保)

病気やけがに備え、加入者が保険料を出し合って、医療費の支払いに充てる助け合いの制度です。

職場の健康保険・共済組合、後期高齢者医療制度(58ページ)に加入している人や生活保護を受けている人以外はすべて国保の加入者になります。

保険給付の種類

医療費の自己負担割合

小学校入学前まで…2割
小学校入学後から70歳未満…3割
70歳以上…2割もしくは3割

療養の給付

医療機関の窓口で保険証を提示することにより、かかった費用の一部を国保が負担します。

入院時食事療養費

入院中の食事代のうち、標準負担額を超えた費用を国保が負担します。なお、市民税非課税世帯の人には、減額制度があります(事前に申請)。

療養費

やむを得ず医療費の全額を支払ったときや、コルセットなどをつくったときは、申請すると一部負担金を差し引いた額が払い戻されます。

高額療養費

医療機関に支払った1カ月分の一部負担金が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。

また、医療機関の窓口で限度額適用認定証(事前に申請)を提示すると自己負担は限度額までとなります。

高額介護合算療養費

1年間の国保と介護保険等の自己負担合計額が高額になったとき、限度額を超えた分が払い戻されます。

出産育児一時金

国保の加入者が出産したとき、1子につき42万円が支払われます。

国保が医療機関に直接支払うことにより、退院時に必要な分べん費用の支払いに充てられ、負担が軽減されます。(直接支払制度利用の場合)

葬祭費

国保の加入者が死亡したとき、葬祭を行った人に5万円が支払われます。

保険料の納付についての問い合わせ

国保年金課国保保険料係へ
※医療費の助成制度は51、61、62、63ページに掲載



≡ こんなときは届け出を

[アオーレ長岡総合窓口(健康保険年金窓口)、各支所市民生活課(山古志支所、和島支所は、地域振興・市民生活課)、各サービスセンター]

職場の健康保険・共済組合を脱退したとき

手続きの内容	国民健康保険に加入する手続き
必要なもの	・窓口に来られる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証など) ・マイナンバー(個人番号)が確認できる書類 ※対象者全員分 ・職場の健康保険・共済組合を脱退した日が確認できる書類

職場の健康保険・共済組合に加入したとき

手続きの内容	国民健康保険から脱退する手続き
必要なもの	・窓口に来られる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証など) ・マイナンバー(個人番号)が確認できる書類 ※対象者全員分 ・職場の健康保険・共済組合の保険証 ※対象者全員分 ・国民健康保険証

保険証を紛失したとき

手続きの内容	国民健康保険証を再発行する手続き
必要なもの	・窓口に来られる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証など) ・マイナンバー(個人番号)が確認できる書類 ※対象者全員分

その他

国民健康保険の加入・脱退の手続きは会社が代行しません。
世帯の異なる方が手続きをした場合、保険証は郵送します。※即時交付が必要な場合は、委任状が必要です。



国民健康保険



国民年金

国民年金

国保年金課国民年金係 ☎39-2250 FAX39-2311 アオーレ長岡総合窓口
各支所市民生活課(山古志支所、和島支所は、地域振興・市民生活課) ☎・FAXは37～38ページ

国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人加入し、老後や障害、死亡に際し、必要な給付を行い、生活の安定と維持・向上を図ることを目的とした制度です。

●被保険者の種別

区分	対象
第1号被保険者	農林水産業や自営業、学生、パート、無職の人など
第2号被保険者	職場の厚生年金保険に加入している人
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者

国民年金の種類

老齢基礎年金

保険料を納めた期間(免除期間含む)が10年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。

希望により、65歳前から減額された年金を受けたり、66歳以降に増額された年金を受けたりすることもできます。

障害基礎年金

病気やけがなどで重い障害になったときに受けられます。ただし、一定の障害状態にあることや、一定期間の保険料納付済期間(免除期間含む)があることなどの要件があります。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格がある人が亡くなったとき、残された子のいる配偶者または子に支給されます(子とは、18歳到達年度末までの子または障害のある20歳未満の子をいいます)。ただし、亡くなった人に一定期間の保険料納付済期間(免除期間含む)があることなどの要件があります。

寡婦年金

老齢基礎年金を受ける資格がある夫が、基礎年金を受けずに亡くなったとき、婚姻期間が10年以上ある妻が60歳から65歳の間、夫の受けるべき老齢基礎年金の4分の3が受けられます。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、基礎年金を受けずに亡くなったとき、生計を同じくしていた遺族が、遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。

保険料の納付・免除の問い合わせ

・納付書や納付方法について

▶長岡年金事務所 ☎88-0003

・保険料の免除や、学生の納付特例について

▶国保年金課国民年金係または各支所市民生活課
長岡年金事務所 ☎88-0003

こんなときは手続きを

〔アオーレ長岡総合窓口、各支所市民生活課(山古志支所、和島支所は、地域振興・市民生活課)〕

こんなとき	必要なもの
会社等を退職したとき	年金手帳またはマイナンバーのわかるもの、退職日のわかるもの
配偶者(厚生年金の加入者)の扶養から外れたとき	年金手帳またはマイナンバーのわかるもの、扶養から外れた日のわかるもの

※窓口に来られる人は、ご自分の身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証など)も持参してください。

※別住所の方などが代理で手続きをする場合は、委任状も併せて持参してください。

※手続きは、西・東サービスセンターでも受け付けています。



国民年金